

埼玉県後期高齢者医療広域連合公告式条例

平成19年4月1日

条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条の規定に基づく公告式に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に広域連合長が署名した後、埼玉県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の事務所前の掲示場に掲示して行う。

(規則に関する準用)

第3条 前条の規定は、規則の公布について準用する。

(規程の公表)

第4条 規則を除くほか、広域連合長の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び広域連合長名を記入して、広域連合長印を押した後、広域連合の事務所前の掲示場に掲示して行う。

(その他の規則及び規程の公表)

第5条 第2条の規定は、広域連合の機関の定める規則で公表を要するものに準用する。この場合において、同条中「広域連合長」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、広域連合の機関の定める規程で公表を要するものに準用する。この場合において、同条中「広域連合長名」とあるのは「当該機関を代表する者」と、「広域連合長印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。